

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
1	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）						No. 46 配送校とその所在地及び人数、学級数等	1学級の最大人数が40人を超える学校及びクラス数をご教示願います。	将来的に1学級の最大人数が40人を超える可能性はありますが、現状では、1学級の最大人数が40人を超えるクラスはございません。
2	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）						No. 73	食物アレルギー対応食の受け渡し方法について「食物アレルギー対応方針・指針」をご提示いただけることですが、いつ頃公表いただけますでしょうか。	「食物アレルギー対応方針・指針」の公表時期は現時点では未定ですが、受け渡し方法については、配送車で配送し、各園校の配膳室で管理員に手渡し、受け渡し確認表（個票）へサインをすることを想定しています。
3	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）						No. 122 野菜類・果物類 下処理室	『（果物シンクは果物がない日は野菜用として使用）可能としますが、市と協議の上、使用する野菜の種類や使用日を設定します。』とのことですが、資料6想定献立表案No9の提案時には、果物シンクを使用してもよいでしょうか。また、使用する野菜は提案に委ねて頂けますでしょうか。	前段、後段ともに不可とします。
4	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）						No. 148 和え物室	『蒸し物調理は煮炊き調理室と和え物室とのパスルー方式とします』とありますが、要求水準書P56 和え物室には『dパスルー方式の真空冷却機を設置すること』との記載があります。両方をパスルー方式で配置すると最適な動線にならないため、真空冷却機のみパスルー方式で設置することを認めて頂けませんでしょうか。	蒸し調理に使用する機器、真空冷却機ともにパスルー方式としますが、蒸し調理に使用する機器は煮炊き調理室での設置も可とします。
5	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）							No.264の質問に対する回答でしっぽくうどん（袋入り）の調理工程は、「資料6 想定献立表案」を参照となっておりますが、令和6年7月8日に公表となった同資料では、しっぽくうどんの調理工程の記載はないようですが、今度公表する予定でしょうか。	追加資料として公表します。
6	実施方針等に関する質問に対する回答（修正版）						No. 264 さめき市新調理 場献立(案)	『しっぽくうどん（袋うどん）の調理工程は、「資料6 想定献立表案」を参照してください。』とありますが、該当の調理工程が見当たりません。調理工程がわかる資料を公表いただくことは可能でしょうか。	No. 5を参照ください。
7	入札説明書	9						開業準備期間は既存センターの営業期間中になりますが、既存センターの調理員等を継続雇用する場合、新センターでの教育訓練にあたり、貴市と事業者間で調整させていただくことは可能でしょうか。	現学校給食共同調理場の調理員等を継続雇用する場合、本件施設での教育訓練にあたって市は必要な調整を行うものとします。
8	入札説明書	10	3	2			事業者の募集・選定スケジュール	入札説明書等に関する質問（1回目）に対する回答は8/23ですが、入札参加資格審査の書類に関する質疑の回答は可能な限り前倒しいただけますでしょうか。	ご意見を参考にさせていただきます。
9	入札説明書	20	3	4	9	(4)	サービス対価A 1	「なお、実際に事業者を支払うサービス対価A1は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、市がその追加費用を合理的な範囲で負担する。」とありますが、サービス対価A1が確定する時期の見込みをご教示ください。	例年どおりであれば令和8年6月の予定ですが、現時点では明確にできません。
10	入札説明書	20	3	4	9	(4)	サービス対価A 1	「市は、サービス対価Aのうち、下式により算定されるサービス対価A1を維持管理・運営期間開始時に事業者を支払う。サービス対価A1=事業者が提案する工事費×1+初期調達消費税相当額※2 ※1：工事費とは、建築工事、各設備工事等の額とする。（様式27-6①の費目1～8及び12、13の合計金額）」とありますが、事業契約書（案）別紙4-1では「改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要な経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）」とあり齟齬が生じています。調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置および配送車両の調達費用についても物価変動の影響を同様に受けることから、対象としていただきたく修正をお願いします。	原案のとおりとします。
11	入札説明書	20					入札予定価格	入札予定価格の税抜き価格についても、ご教示ください。なお、入札価格が予定価格を下回っていることの確認は、税抜き価格で行うということでしょうか。	前段につきましては、公表しません。後段につきましては、税込価格で行います。
12	入札説明書	21	3	4	6	ケ	入札時算定用年間提供食数	変動費を算出する都合上、事業期間中の各年度の提供食数をご教示願います。	「3.4.9.(4)ケ 入札時算定用年間提供給食数」に記載のとおりです。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
13	要求水準書	4	1	4	2	エ	連携体制の構築	「学校園や関係機関等の連携体制の構築を図る。」とありますが、連携先として考えられる関係機関等をご教示いただけますでしょうか。	さぬき市教育委員会が設置する、さぬき市学校給食食物アレルギー対応検討委員会や医療関係者、消防機関等を想定しています。
14	要求水準書	4	1	4	4	イ	事業スケジュール	実施スケジュールについて、建設期間の想定として考えられている地盤補強は、柱状改良での想定期間でしょうか。	工法等は事業者提案に委ねるため、非公表とします。
15	要求水準書	8	1	4	7		敷地概要	「市は、令和6年度より順次、市道大道下り松線（本件施設用地北側に接道）及び市道産宮通線（本件施設用地西側に接道）の拡幅工事を行う予定である。」とありますが、本工事に影響がないように調整させていただけますでしょうか。	事業者決定後に協議により決定します。
16	要求水準書	8	1	4	7		分担金	「上水道、下水道及びガスの引き込みについて分担金等が生じた場合は、事業者負担とする。」とありますが、SPCが支払うとの認識でしょうか。	ご質問の趣旨が、各インフラ企業に分担金を支払う者が誰であるかということであれば、事業者にて各インフラ企業に確認してください。
17	要求水準書	9	1	4	8	イ	献立方式	現在の給食センターにおいて、揚げパンを作成する際には、パンの納品から加工の動線はどのような流れで行われていますでしょうか。	揚げパン用のパンは、当日に、荷受け室「野菜類・調味料・一般物資類」から受け取り、検収後、揚げ焼き室のフライヤーで揚げ、砂糖類をまぶし、ごはん食缶及びフライハットに数読みし、コンテナに積み込みます。
18	要求水準書	10	1	4	8	ク	光熱水費の負担	光熱水費の負担に対して、市のモニタリング対象となっておりますが、具体的にどのような項目についてモニタリングを実施いたしますか。	提案に基づき、事業者決定後に協議により決定します。
19	要求水準書	10	1	4	8	ケ	DXの推進	貴市が考えるDXとは、どのようなものをお考えですか。	提案に委ねますが、施設整備から維持管理・運営までの全ての業務において、幅広い提案がされることを期待しています。
20	要求水準書	15	2	2	3	ア	本件施設整備	「工事計画において工事関係車両の駐車スペースを十分に確保し、周辺道路で工事関係車両を待機させないこと。」とありますが、工事期間中、事業者が提案する南側敷地境界から旧校門までの土地を工事関係車両の駐車場や資材置き場として無償で使用することを認めいただけないでしょうか。	可としますが、使用可能な敷地範囲は事業者選定後に協議により決定します。
21	要求水準書	18	2	2	13		その他の業務	竣工式等に関する記載がございませんが、事業者側はあくまで支援なので、会場設営費等の費用は発生しない認識で宜しいでしょうか。	竣工式は行いませんが、要求水準書「3. 開業準備業務」の「(コ)内覧会・開所式の開催支援」では会場設営をしてください。
22	要求水準書	19	3				開業準備業務	要求水準（案）からの変更で、リハーサルの回数が1回になりましたが、既存調理員は開業準備中も既存センターに従事しているため平日にリハーサルが実施出来る可能性が低いです。土日になる場合でも既存従事者の方をはじめ、貴市にもご協力いただけるという認識でよろしいでしょうか。	No. 7を参照ください。
23	要求水準書	20	3			ウ	調理・配送リハーサル	「開業準備業務は、少なくとも開業の2か月前から開始し、1週間前までに完了すること。」とありますが、開業1週間前（3月24日）ですと、大川学校給食共同調理場及び志度学校給食共同調理場の調理員がまだ本事業の業務に当たれない状態で開業準備業務を終了させなければならない可能性が高いです。調理・配送リハーサル等については開業準備期間1週間前より後（例えば4月初旬）での実施もできるよう協議に応じて頂くことはできますでしょうか。	調理・配送リハーサル等の実施時期については、必要に応じて協議を行い、決定するものとします。
24	要求水準書	20	3			オ	調理・配送リハーサル	開業準備業務について「開業の2か月前にから開始し、1週間前までに完了すること」とありますが、その場合、既存施設の現従事者（会計年度職員等）の調理・配送リハーサルの参加が難しい可能性があります。調理・配送リハーサルに関しては貴市と協議の上で給食開始までに実施することでご了承いただけますでしょうか。	No. 23を参照ください。
25	要求水準書	19	3				開業準備業務	開業準備に関わるため、既存従事者が既存センターへ出勤する最終日をご提示ください。	現時点では、現学校給食共同調理場での給食提供の最終日は令和9年3月23日を予定しています。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
26	要求水準書	27	4	2	3	ア	土木構造物	外構等保守管理業務の対象範囲に本件施設用地にて市が行う市道拡幅工事に係る擁壁等の構造物の点検、保守が記載されていますが、維持管理業務の費用を検討するため、土木構造物の構造および延長など対象を特定できる資料の提供をお願いします。	電子メールにて配布するので、希望者は以下までメールで問い合わせください。なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名は、「（企業名・関係資料）さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営PF1事業」としてください。 さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場 電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp
27	要求水準書	37	5	2	5	オ	調理員等への処遇、教育等	「現在の大川学校給食共同調理場及び志度学校給食共同調理場の調理員・配送員を積極的に雇用すること。」とありますが、現在の雇用形態・契約時間などをご指示ください。	電子メールにて配布するので、希望者は以下までメールで問い合わせください。なお、問い合わせにあたっての電子メールの件名は、「（企業名・関係資料）さぬき市学校給食共同調理場施設整備及び運営PF1事業」としてください。 さぬき市教育委員会事務局 学校教育課 大川学校給食共同調理場 電子メール：o-kyushoku@ma.pikara.ne.jp
28	要求水準書	39	5	2	5		調理員等への処遇、教育等	現調理員、配送員の給与および賞与を教えてください。	No. 27を参照ください。
29	要求水準書	42	5	3	1	ウ(イ)	配送・回収業務	配送・回収業務の実施にあたっての留意点として、食器を先行して配送し、その後、給食を運搬する2段階配送方式とするとありますが、資料11 配送校の給食時間及び配送回収時間では幼稚園及び志度小学校は、食器と食缶の配送時間が同時刻となっています。 2段階配送については、全ての配送校において必須要件ではなく、安全かつ効率的な配送計画を前提として1段階配送を含めて事業者提案としてよろしいでしょうか。	小中学校では配送校側の希望により2段階配送としているため、1段階配送の提案は不可とします。
30	要求水準書	42	5	3	1	ウ(イ)	配送・回収業務	「食器を先行して配送し、その後、給食を運搬する2段階配送方式とすること。」と記載がありますが、食器と食缶と一緒に積載したコンテナを配送する計画は可能でしょうか。 「2時間喫食の具体的な計画について、より良い提案を期待している。」とも記載がありますので、より効率的な配送計画を提案するため、一部学校については混載方式を採用することを認めいただけないでしょうか。	No. 29を参照ください。
31	要求水準書	49	6	1			一般エリア共用部分	要求水準書上では、一般エリアに防災備蓄倉庫を設置するように記載されていますが、事業者としては、防災備蓄品を給食で活用する際にも通常の納品と同じ動線から搬入すること、通常業務での使用頻度が低い、という観点から一般エリアへの配置に縛らず屋外へ設置することを提案に委ねていただきたく存じます。	原案のとおりとします。
32	要求水準書	51	6	2		c	諸室の説明 検収室	P53c. 検収室の記載で「デザート添物類の検収室と仕分室との間に、バスルー式の冷凍冷蔵設備を設けること」とありますが、P61d. デザート添え物仕分け室の記載では「冷蔵室、冷凍室を設置すること。」と記載されています。どちらが正でしょうか。室の場合、受け渡しの衛生区分が異なる区画になりますので、検収室から一旦カウンターで受取り、デザート添え物仕分け室内に設置したブレハブ冷蔵庫及び冷凍庫（バスルーではない）に保存する考えでもよろしいでしょうか。	検収室とデザート添物仕分け室の間には、バスルー方式の冷凍室・冷蔵室を設置することとします。要求水準書p. 53「検収室」のc及びp. 59「デザート添物仕分け室」のdを修正します。
33	要求水準書	51	6	2		c	検収室	デザート検収室と添物仕分け室の間は適切な温度管理ができる仕組みであれば、カウンターでも問題ないでしょうか。	No. 32を参照ください。
34	要求水準書	53	6	2		c	冷蔵庫（室） 冷凍庫（室）	「米・麦類」以外の各検収室と下処理室・仕分室の間には冷蔵室及び冷凍室を設けることとありますが、デザート検収室・仕分室間については、室ではなく冷蔵・冷凍庫とし、室内に冷蔵室・冷凍室の設置としてもよろしいでしょうか。	No. 32を参照ください。
35	要求水準書	54	6	2		h	洗浄室	特別洗浄コーナーを設けるとありますが、コーナーの設置場所については、洗浄室ではなく、洗浄室に隣接した位置に設けてもよろしいでしょうか。	汚染が広がらないことを前提として、提案に委ねます。
36	要求水準書	54	6	2			諸室の説明 洗浄室	cで記載の残渣庫とは廃棄物処理室のことでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
37	要求水準書	58	6	2			諸室の説明 洗浄室	質問に対する回答No. 148では蒸し調理は煮炊き調理室と和え物室とバスルーとするご回答がありました。和え物室とバスルーとするのはdに記載の真空冷却機ではないでしょうか。	No. 4を参照ください。
38	要求水準書	55	6	2			煮炊き調理室	『c. 野菜を切断、仕分けするためのコーナーを設置し〜』とありますが、煮炊き調理室内に壁等で分ける必要はなく、切裁、仕分け作業を行うスペースを確保するとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	55	6	2			揚物・焼物室	「e. ～使用した油を濾過・保存するタンクを2台設置し～」と記載があります。 5/31回答No145では「料理によって使用する揚げ油を使い分けるため、使用中の揚げ油を保管するタンクを2台設置するものとします。」と回答を頂いております。 使用中の揚げ油とは、種類の違う油を使用する想定の為、タンクを分けるのでしょうか。それとも、同じ油でも新しい油と古い油を分ける想定でしょうか。 どのような想定かご教授ください。	同じ種類の油で新しい油と古い油を分けることを想定しています。
40	要求水準書	56	6	2		d	諸室の説明 和え物室	dで要望されている冷蔵庫は、レイアウトの工夫と十分なスペースがあれば果物等処理室の冷蔵庫又は冷蔵庫と共用しても良いでしょうか。	果物等処理室の冷蔵庫は、切裁前後の果物等の一時保管に使用するため、和え物室との共用は不可とします。
41	要求水準書	62	6	2			諸室の説明 和え物室	午後工程の洗浄機出口側（消毒保管側）の前室は午前中に使用する非汚染作業区域前室側に必要な衣類、シューズ庫を準備すれば併用は可能でしょうか。	ご質問の室が非汚染作業区域前室のことであれば、午前工程の室と午後工程の室との併用は可能とします。併用する場合は、午後工程専用の衣類・シューズ等を午前工程のものと明確に区分し、保管場所も別途確保してください。
42	要求水準書	57	6	2			諸室の説明	主食を除き、1日に提供する食物アレルギー対応食は原則として1品目ですが、アレルギー食対応調理室について個別調理に適した調理設備を設置となっており、この場合の個別調理とは、発達段階に応じた内容との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書p. 53「アレルギー食対応調理室」の]は不要とします。要求水準書を修正します。
43	要求水準書	58	6	2			諸室の説明	主食の炊きあがり想定量の記載がありますが、汁物や炒め物・和え物等も全ての学年で配分量を細分する想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	59	6	2		c	諸室の説明 デザート添え物仕分室	「c. デザート添物類用の検収室と行き来できる扉を設置すること。」の記載につきまして、衛生区分が異なる区画間と考えますが、良いとお考えでしょうか。	検収室とデザート添物仕分室の間にバスルー方式の冷凍室・冷蔵室を設置するため、検収室とデザート添物仕分室と行き来できる扉は不要とします。 要求水準書を修正します。また、No. 32も参照ください。
45	要求水準書	59	6	2			コンテナ室	「g. デザート用食缶に使用する保冷材用冷凍庫を設置すること。」と記載がありますが、P56和え物室同様に「ただし、保冷剤を適切に管理できる場合は他室への設置とする提案も可とする。」理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
46	要求水準書	59	6	2		d	配送前室	全身鏡の設置については、他室にあれば任意とするとありますが、非汚染作業区域前室の全身鏡があればよいとの理解でよろしいでしょうか。	適切な衛生管理がなされることを前提として、提案に委ねます。
47	要求水準書	60	6	2			非汚染作業区域前室	消毒保管前エリアへの非汚染作業区域前室について、施設の効率的な設計を考慮し、調理エリアへの非汚染作業区域前室と兼用することは可能でしょうか。	No. 41を参照ください。
48	要求水準書	60	6	2		b	非汚染作業区域前室	この前室は、準備室（手指の洗浄・消毒等を行う室）を設置するとありますが、室ではなくエプロン着用場所とは分かれたエリアとしてもよろしいでしょうか。	提案に委ねます。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
49	要求水準書	61	6	2		b	調理・配送従事者用トイレ	トイレ設置数に関して、従事者の使いやすさを考慮して計画しますので事業者の提案とさせて頂くことをご検討頂けますでしょうか。	提案に委ねます。ただし、調理・配送従事者の人数を十分勘案し、不足のない数の個室を設置してください。
50	要求水準書	61	6	2			調理・配送従事者用トイレ	『b. 検収エリア・下処理エリア・調理エリア前に設ける汚染作用区域前室・非汚染作業区域前室に隣接した箇所に1室、洗浄エリア・消毒保管エリア前に設ける両前室に隣接した箇所に1室設置し、両室に3器以上の個室の便所を設置すること。』とありますが、要求水準書にも記載のある通り、便所の個室前に調理衣を着脱できる場所（前室）を設ける必要があり、各エリア前に3器ずつ設置すると面積の増加に繋がります。便所の個数は提案に委ねて頂けないでしょうか。	No. 49を参照ください。
51	要求水準書	61	6	2			諸室の説明 調理・配送従事者用トイレ	b. 汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室に隣接した箇所にトイレの設置が追加されましたが、2Fのトイレを使用する想定で運用するとすれば不要と考えても良いでしょうか。	2階に調理・配送従事者用トイレを設置する場合も必要です。No. 50も参照ください。
52	要求水準書	63	6	2			見学通路	見学通路に記載されております「煮炊き調理室を含む2室は必ず見学でき・・・」とは、切菜コーナー等の上処理工程と煮炊き調理工程の2つの作業が見学できれば良いとの解釈でも宜しいでしょうか。	切裁コーナーは煮炊き調理室の一部のため、1室と見做します。そのため、他のもう一室の調理工程が見学できる提案としてください。
53	要求水準書	64	6	2			防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫は非常時の荷出し作業を考慮し、出し入れしやすい位置であれば、別棟でもよろしいでしょうか。また、防災備蓄倉庫内の収納物はどのように使用しますか。	前段につきましては、No. 31を参照ください。後段につきましては、調理機器の不具合の発生時や災害時の給食提供を想定しています。
54	要求水準書	64	6	2			防災備蓄倉庫	5/31回答No173では「非常食を給食で提供することも想定しているため、本件建物内に設置してください。」と回答を頂いております。 非常食を給食で提供する場合、建物内に設置した場合でも、荷受け室を経由するため、一旦外に出すこととなります。建物内に有効的に計画する為に、敷地内（屋外倉庫）に保管して必要時には事業者が荷受け室を経由して搬入する御提案は如何でしょうか。 防災備蓄品のローリング利用を考えた場合も屋外倉庫であっても何ら問題ないと思われまます。	No. 31を参照ください。
55	要求水準書	64	6	2			防災備蓄倉庫	5/31回答No173では「非常食を給食で提供することも想定しているため、本件建物内に設置してください。」と回答を頂いております。 日常的に使用する倉庫ではないと思われまますので、建物内を有効的に計画する為に、敷地内（屋外倉庫）に保管して必要時には事業者が建物内に運搬する御提案は如何でしょうか。 「防災備蓄品のローリング利用を考えた場合も屋外倉庫であっても何ら問題ない」また「防災備蓄品を給食で活用する場合は通常の納品の流れと同様になるため屋外設置でも問題ない」と思われまます。	No. 31を参照ください。
56	要求水準書	65	6	2			事業者用事務室	「b. 必要に応じて、書庫、倉庫、更衣室、給湯室等を設置すること。」と記載がありますが、5/31回答No108では「更衣室・給湯室の有無は事業者提案に委ねます。」と回答を頂いております。 5/31回答通り、調理・配送員更衣室や食堂兼休憩室で兼用するなど事業者の提案で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	65	6	2			事業者用会議室	会議については事務所、休憩室でも可能なため、事業者の提案とさせて頂きませんかでしょうか。	提案に委ねます。
58	要求水準書	65	6	3	1	ア	洗車スペース	「油等による汚染に配慮した設備を設ける」とありますが、洗剤を使用しない水洗い洗車とする等、配慮した場合は不要との認識でよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。また、配送車の洗浄水は、事業者にて関係機関等に確認の上、法令等に基づき適切に処理することが可能な計画をしてください。
59	要求水準書	71	6	3	1	キ	停電時の対応	「一時的な停電が給食実施に影響しないよう、冷凍冷蔵設備などの機器～」とありますが、停電時に必要な機器とは、冷蔵庫・冷凍庫など食品保存用機器のみとし、調理等に必要な機器については、事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	71	6	3	1	キ	停電時の対応	「停電対策の対象となるのは、冷蔵庫・冷凍庫など食品保存用機器を対象とし、必要連続稼働時間は72時間～」とありますが、全ての冷蔵庫・冷凍庫となると何も入っていない冷蔵庫・冷凍庫も稼働することとなります。材料保管の観点からであれば、荷受側のみと考えてよろしいでしょうか。	停電対策の対象は、荷受側の冷凍冷蔵設備及び保存食用冷凍庫とします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細目	項目	項目名	質問事項	回答
61	要求水準書	71	6	2	1	キ a	停電対策	食品保存用機器を対象とし、冷凍冷蔵設備などの機器が自動的に自家発電に切り替わるなどの設備を設置することありますが、食品保存用冷機器の稼働対象台数については提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 60を参照ください。
62	要求水準書	71	6	3	1	ケ	(ア) 環境保全	「本施設においてもZEB（給食エリアを除く）とありますが、落札者決定基準では「ZEB Ready以上の取得」と記載されています。ZEB Ready以上の提案を評価するというご意向でしょうか。	提案に委ねます。
63	要求水準書	74	6	3	1	ケ (ア)	環境保全	PPAモデルの記載がございしますが、オンサイトPPAで太陽光発電を設置する場合PPA事業者と市が契約し発電した電気を買取り取っていただける認識で宜しいでしょうか。また、その場合は、PPA事業者と市が契約する認識でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
64	要求水準書	74	6	3	1	ケ (ア)	環境保全	PPA事業を実施する場合、PPA事業者は構成員以外でもよろしいでしょうか。	可とします。
65	要求水準書	74	6	3	2	カ (ア)	拡声設備	「場外への放送が可能な設備を設置すること」とありますが、貴市が想定している用途をご教示願います。	本件施設用地内におり、かつ本件建物外にいる者を呼び戻す等の使用を想定しています。
66	要求水準書	77	6	3	3	イ	空調機の冷媒	フロン規制（国の方針）により今年秋ごろから空調機の価格アップがメーカーから通達されています。提案書提出後に価格がアップされた場合には、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	事業契約書の規定に基づき対応します。
67	要求水準書	79	6	3	4	イ (イ)	c 調理・加工機器 (d) 真空冷却機	「i 蒸し調理後のラックごと出し入れが可能な構造とすること。」と記載がありますが、特定メーカーの特許にあたる部分が見受けられますので、衛生面・運営面に影響なければラックごとと限定せずに事業者の提案に委ねて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
68	要求水準書	79	6	3	4	イ (イ)	c 調理・加工機器 (e) 連続炊飯器	「i ～省スペース設計で低輻射タイプとすること。」「ix バーナーは、強い火力を維持できるよう、原則としてステンレス製とする。」と記載がありますが、5/31回答No212では「学校給食衛生管理基準を遵守した炊飯室の温度管理が可能であれば、低輻射タイプ以外の提案も可とします。また、原則としてステンレス製としますが、導入が困難である場合、同等の火力及び性能を有するバーナーであれば可とします。」と回答を頂いております。5/31回答通り、基準を遵守した衛生面、機能等に配慮した計画であれば事業者の提案で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	82	6	3	4	イ (ウ)	コンテナ	質問に対する回答No. 63、215-219及び大川志度両学校給食共同調理場管内において使用しているコンテナ寸法資料では、現状と同じコンテナ寸法でのご要望ですが、6点食缶ですとかなりのコンテナ台数となります。学校によっては資料12ではエレベーターの寸法に余裕がある学校もあります。提示頂いている資料12のエレベーター寸法を考慮して効率的に配送できるコンテナ寸法でのご提案でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者決定後、協議により最終決定するものとします。
70	要求水準書	82	6	3	4	イ (ウ)	コンテナ	大川志度両学校給食共同調理場管内において使用しているコンテナ寸法資料や前回の質問回答では、現状と同じ程度のコンテナ寸法でのご要望ですが、かなりの台数となり、建物面積や配送計画に大きく影響します。エレベーターの寸法(資料12)に納められる程度のコンテナにすれば台数を減らして効率的に配送できそうですが、コンテナ寸法を目安としてW1500×D900×H550mm程度でのご提案でもよいでしょうか。	No. 69を参照ください。
71	要求水準書	85	6	3	7	イ	食器等	幼稚園もどんぶり碗は必要でしょうか。幼稚園は大ボールがどんぶり碗ではないでしょうか。（表では大ボールと小ボール①②とどんぶり碗があり、小中学校より1点多くなっています）	どんぶり碗は、小中学校のみ使用します。要求水準書を訂正します。
72	要求水準書	83	6	3	7	イ	食器等	食物アレルギー対応食用個別配食容器用ケースについて、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答の修正版で、「トレイと専用容器を入れるカゴ」→「専用容器、箸等をケースに入れて」と回答を修正されていますが、アレルギー対応食対象の児童生徒等が使用する食器やトレイは通常食分と併せて配送するというご意向でしょうか。	食物アレルギー対応食は、個別配食容器のまま喫食するため、食物アレルギー対応食用の食器を通常の食器と併せて配送することはありません。トレイはアレルギー対応食と併せて配送します。要求水準書を修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
73	要求水準書 関係資料2						建設予定地敷地 図	実施方針等に関する質問回答にて、南側敷地境界に設置する出入口の用途は、「火災が発生した際に、避難経路として活用するなど、臨時的に使用することを想定しています。」とご回答がありましたが、見学会等で大型バスが乗り入れる際の出入口として活用することも可能でしょうか。	可としますが、将来的な南側敷地の利用のあり方によっては通行不可となる可能性があることに留意してください。また、北側出入口からも大型バスの乗り入れが可能な計画としてください。
74	要求水準書 関係資料2						車両出入口	資料2に記載されています「車両出入口」の位置は、事業者提案との認識でよろしいでしょうか。	No.26の資料で示す位置で計画してください。
75	要求水準書 関係資料3						下水道管路図	下水接続位置の想定はございますか。北側道路である場合は、本管φ150、引き込み管φ125ですが、排水に問題はありませんか。	前段につきましては、No.26の資料で示す位置で計画してください。 後段につきましては、事業者にて適切な排水計画を検討してください。
76	要求水準書 関係資料6						想定献立表案 (修正版)	和え物の調理指示について、野菜が全てスチコンで蒸すとなっていますが、現在貴市学校給食で実施されている和え物の食材を蒸す作業内容（食材量、調理時間、工程等）について教えてください。	資料6の献立1については、蒸し調理とゆで調理を併用します。資料6を訂正しますので、作業内容については資料6をご覧ください。
77	要求水準書 関係資料6						調理指示書	No.9献立のきんぴらごぼうの食品「てんぷら」とはなんのことでしょうか。ご教授ください。	さつま揚げを指します。
78	要求水準書 関係資料6						調理指示書	各調理指示書に記載の正味重量は小学校分と考えてよろしいでしょうか。正味重量が小学校分の場合、幼稚園分、中学校分はどのくらいの掛け率で検討すればよいかご教授願います。	前段については、小学校4年生の分量を記載しています。 後段については、幼稚園は0.6~0.7程度、中学校は1.2~1.4程度ですが、給食実施時のさぬき市学校給食摂取基準により随時変更します。資料6に令和6年度のさぬき市学校給食摂取基準を追加します。
79	要求水準書 関係資料6						資料6	8の調理指示書をご提示いただくことはできますでしょうか。特にしっぽくうどんの袋うどんに対しての作業についてご教授ください。 また、しっぽくうどんの袋うどんに対する作業指示については他のうどんに関する献立についても同様という理解でよろしいでしょうか。	No.5を参照ください。
80	要求水準書 関係資料11						回収時間	短縮授業の場合、給食時間が前倒しとなっていますが、回収時間に変更はないのでしょうか。	原則として変更しないものとしますが、詳細は事業者決定後に協議により決定するものとします。
81	落札者 決定基準	5	3	(1)	b)	②	内部計画	「長期的に安定した学校給食の提供のため、事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できるフレキシブルな構造や仕様等について優れた提案がなされているか。」とありますが、構造・仕様といったハード面の提案だけでなく、ソフト面の提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。	本項目はハード面の提案をしてください。ただし、その効果としてソフト面に言及することは妨げません。
82	落札者 決定基準	5						「長期的に安定した学校給食の提供のため、事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できるフレキシブルな構造や仕様等について優れた提案がなされているか」とございますが、調理設備や調理室の改修などハード面での提案や、運用方法の工夫といったソフト面での提案の双方を期待されているとの認識で宜しいでしょうか。	No.81を参照ください。
83	様式集 (Word)						表紙	公表月が「令和6年4月」とあるが、「令和6年7月」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集（Word）を修正します。
84	様式集 (Word)	2	1	2		(9)		提出するCD-ROMへ保存するデータは、様式23から様式37-4及び図面集までという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	様式集 (Word)	2	1	2		(3)		「入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと」とありますが、応募者の業務遂行能力を補足する情報として、提案書において過去の実績を記載することは可能でしょうか。	可とします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
86	様式集 (Word)	2	1	2		(3)		構成員以外（下請け、保険会社等）の名称はそのまま使用してもよろしいでしょうか。	不可とします。
87	様式集 (Word)	3				(3)		「様式23、24-1以外の提案書には、入札参加グループの構成員の企業名を特定又は推測できる表記及びロゴ等の表示は、一切しないこと。」とありますが、正本に企業名対照表を付けることも不要、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	様式集 (Word)	3				(2)		「様式25、31の右下の欄に、市から送付された入札参加資格の確認結果通知書に記載の受付番号を記入すること。」とありますが、様式31についてはフッターの設定がありません。様式25と同じように記載すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。様式集 (Word) を修正します。
89	様式集 (Word)	4	2	1				提案書のレイアウトは、作成要領等に記載されている事項は遵守いたしますが、そのほか記載されていない様式の体裁等については事業者委ねられているという理解でよろしいでしょうか。（余白・枠の大きさ等）	ご理解のとおりです。
90	様式集 (Word)	4	2	2	1	(5)	文字サイズ	図表とは、図面も含み、図面の文字の大きさに指定はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	様式集 (Word)	4	2	2	2	(1)	縮尺	縮尺の指定がありますが、指定縮尺以上に大きく、全体が入っていただけないという認識でよろしいでしょうか。（例：1/400を1/300で作成するなど）	可とします。
92	様式集 (Word)	4	2	2	2	(1)	記載内容及び方法（図面集）	図面集のうち、「全体配置図は1/400」、「施設平面図、施設立面図、施設断面図は1/200」と縮尺の指定がされていますが、指定された縮尺では図面が収まらない、収まるが小さすぎる、もしくは、図面以外の必要事項（諸室の説明等）を記載しにくいなどの懸念があるため、縮尺は事業者の任意で設定させていただけないでしょうか。	No. 91を参照ください。
93	様式集 (Word)	6						各様式の制限枚数が設定されているが、補足資料・参考資料の添付は別途認められますでしょうか。（融資確約書、条件規定書、関心表明書など）	融資確約書、関心表明書（市内事業者に限る）、及び事前エントリー制度に基づく関心表明書のみ、補足資料・参考資料として添付を認めます。
94	様式集 (Word)						様式8（委任状）	「参加グループの構成企業ごとに提出してください。」とありますが、「構成員ごと」ではないでしょうか。（協力企業の提出は不要ということか）	ご指摘のとおりです。様式集 (Word) を修正します。
95	様式集 (Word)	20					様式9	「建築士法第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類」は正本には原本を添付するのでしょうか。又、発行日の指定はございますか。	前段につきましては、原本または写しのいずれかを提出してください。後段につきましては、発効後3か月を経過していないものとしてください。
96	様式集 (Word)	20					様式9	「令和6年度さぬき市測量及びコンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されており、業種が建築関係建設コンサルタントであることを証する書類」は、ホームページに掲載されております令和6年度入札参加資格者名簿で宜しいでしょうか。	可とします。
97	様式集 (Word)						様式9（入札参加資格申請書）	令和6年度さぬき市建設工事入札参加資格者名簿又は令和6年度さぬき市物品及び役務入札参加資格者名簿に登録されていることを証する書類の提出が求められておりますが、貴市では認定通知書の発行がございません。名簿は貴市HPより確認できると思いますが、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	No. 96を参照ください。
98	様式集 (Word)						様式9	運営企業の参加資格として「平成27年4月以降に3,000食/日規模のドライシステムの学校給食センターにおける調理業務を元請として完了した実績を証する書類」とありますが、PFI事業にて業務を実施しているものの15年契約のため完了に至っていないものでもご了承いただけますでしょうか。	可とします。様式集 (word) を修正します。



<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
99	様式集 (Word)						様式21 (入札書)	「1 入札価格は、「様式26-1 市の支払総額」の※4の欄に記した額となります。」とございます。税抜き価格は、様式26-1の※4と同一と理解しますが、税込み価格はどこと一致させるべきか、ご教示ください。（入札予定価格は税込み金額を提示されているため）	入札価格（消費税及び地方消費税相当額を含む）は、様式26-1（修正版）の※6と一致させてください。また同様式の修正に伴い、入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く）は※5と一致させてください。
100	様式集 (Word)						様式21 (入札書)	提出者について、「[ ] グループの代表企業名」とありますが、“名”は必要でしょうか。	「名」は不要とします。様式集 (Word) を修正します。
101	様式集 (Word)						様式26-3	実施体制の例示にて、バックアップサービサーも匿名で表現されていますが、構成員以外の企業である場合も、匿名で表現する必要がございますでしょうか（他様式も同様）	ご理解のとおりです。
102	様式集 (Word)						様式26-3	「審査の公平性を確保するため、下図のように匿名（例：「代表企業」、「構成企業A」、「構成企業B」）で表記してください。」とございますが、各企業の役割を分かりやすくするため、「建設企業A」「維持管理企業B」などと表現しても宜しいでしょうか。（他様式も同様）	左記の表現も可とします。
103	様式集 (Word)						様式26-5	金融機関等からの関心表明書を提案書末尾に添付するという記載がありますが、提案書の末尾というのは、様式26-5の末尾という理解でよろしいでしょうか。	必須項目提案書・加点項目提案書の末尾としてください。
104	様式集 (Word)						様式29-2	「維持管理費見積書（A3判・枚数適宜）」とありますが、Excelを確認するとA4版ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおりです。様式集 (word) を修正します。
105	様式集 (Word)						様式30-2	「運営費見積書（A3判・枚数適宜）」とありますが、Excelを確認するとA4版ではないかと思いますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおりですが、様式30-2を修正したため、A3判で作成してください。No. 125も参照ください。
106	様式集 (Word)						様式33-2	「④長期的に安定した学校給食の提供のための、事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できるフレキシブルな構造や仕様等について」とございますが、調理設備や調理室の改修などハード面での提案や、運用方法の工夫といったソフト面での提案の双方を期待されているとの認識で宜しいでしょうか。	No. 81を参照ください。
107	様式集 (Word)						様式37-3	「入札参加者の市内事業者への発注額」はどのように算出するのでしょうか。単純に「構成員である市内事業者への発注額発注内容」と「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」を合算した場合、重複する部分が発生する可能性があります。「構成員である市外事業者から再委託若しくは一次下請けである市内事業者への発注額」については市内企業である構成員からの再委託及び一時下請けの金額を除いたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	様式集 (Excel)						様式26-6_長期資金調達計画及び収支等計画	「事業所税」という単語が2箇所でてきますが、本事業は事業所税が発生しないとの認識ですので、単語の削除をお願いします。	ご理解のとおりです。様式集 (excel) を修正します。
109	様式集 (Excel)							「様式27-6②調理設備見積書」、「様式27-6③事務備品見積書」、「様式27-6④調理備品、食器・食缶等見積書」の行については、必要に応じて追加してよいと記載がありますが、品番等を記載するために列も追加してもよろしいでしょうか。	可とします。
110	基本協定書 (案)	2					4条	「構成企業は、本協定締結後、令和●年●月●日までに、入札説明書、提案書類及び次の各号の定めに従い～」とありますが、落札者決定から年末年始を挟み、仮契約までタイトなスケジュールなことから第7条と同様に「令和●年●月●日を目途として」とご変更いただけますでしょうか。	「令和●年●月●日を目途として」とします。基本協定書 (案) を修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
111	基本協定書 (案)	5	9	1			準備行為	必要な準備行為とは、地盤調査業務や測量調査等も可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	事業契約書 (案)	6	1	2	第19条	5 (1)	契約保証金	「事業者が、～、その証書を提出したとき」とありますが、履行保証保険について、実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までに数日かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行されしだい提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	可とします。
113	業契約書 (案)	6	1	2	第19条	5	契約保証金	「契約保証金は～第1項の規定にかかわらず、その内容に応じて市の判断にて全部又は一部を納付させないことができる。」とございますが、契約保証金額を第1項の契約保証金の納付と第5項 (1) の履行保証保険を組み合わせること（保険で保証金額の一部をカバーすること）は許容されますでしょうか。	可としますが、許容の是非は市の判断となるため、必ずしも許容されるわけではないことに留意してください。
114	事業契約書 (案)	6	1	2	第19条	8 (2)	契約保証金	「本件引渡し完了日以降、本契約終了までの間」の約15年間を通じて契約保証金を納付し続けるというのは、多額の資金を固定化しなければならずコストも多大となります。維持管理・運営期間の契約保証金納付を免除していただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
115	事業契約書 (案)	28					第66条	「市が行った調理設備の修繕及び更新に伴うサービス対価の変更」とございますが、事業期間中に市が調理設備を直接修繕・更新することがあるということでしょうか。また、それに伴い業務量が変わり、サービス対価が増減することを想定されているということでしょうか。	前段につきましては、現時点では想定していません。 後段につきましては、市が調理設備の修繕及び更新を行った結果、業務量が変わり、サービス対価が増減する可能性があることを規定したものです。
116	事業契約書 (案)	32					第74条	「本契約は、本契約の定めに従い解除又は延長されない限、2040年7月31日をもって終了する。」とありますが、「令和24年（2042年）3月」の誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
117	事業契約書 (案)	36	6	2	第22条	1	開業準備業務期間中又は維持管理・運営期間中の解除の効力等	維持管理運営期間の契約保証金は事業契約書（案）第19条 (2) 記載の通り「維持管理・運営期間の初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた合計金額の100分の10以上の金額」となりますが、違約金は「維持管理・運営期間の第2年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計の1年間分相当額と当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の100分の10に相当する違約金」と記載ございます。金額が一致しておりませんがどちらかに合わせていただけますでしょうか。	違約金を「維持管理・運営期間の初年度のサービス対価C（固定料金）及びサービス対価C（変動料金）の合計に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた合計金額の100分の10以上の金額」とします。事業契約書（案）を修正します。
118	事業契約書 (案)	36					第82条	違約金について、「維持管理・運営期間の第2年度」を基準とされている意図があればご教示ください。（本事業ではキリよく4月スタートであるため）	No. 117を参照ください。
119	事業契約書 (案)	41					第94条	「維持管理・運営期間の第2年度」を基準とされている意図があればご教示ください。（本事業ではキリよく4月スタートであるため）	「維持管理・運営期間の初年度」とします。事業契約書（案）を修正します。
120	事業契約書 (案)	44					違約金	市内事業者への発注額が提案書を下回った場合、全額を違約金とする旨、定められています。発注を予定していた企業の廃業や事業縮小など予期せぬ事態が発生した場合については、協議対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとしますが、内容によっては事業者決定後に必要に応じて協議を行う場合もあります。
121	事業契約書 (案)	50					本件日程表 ほか	エラー参照が出ていますので、ご確認をお願いします。以降同様。	事業契約書（案）を修正します。
122	事業契約書 (案)	53					給食配送校	幼稚園及び小学校についても、給食配送の対象と思われますのでご確認をお願いします。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修正します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
123	事業契約書 (案)	60				2 (2)	支払いの算定方法及び支払額	サービス対価A1の支払いについて、「維持管理・運営開始日以後、速やかに請求書を市に対して提出すること。請求書発行期限は令和9年3月31日とする（提出期限は4月15日とする。）」と記載されておりますが、維持管理・運営期間は令和9年4月からとされております。開業準備期間開始以後から請求書を発行できるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
124	事業契約書 (案)	60				2 (2)	支払いの算定方法及び支払額	サービス対価Bの支払いについて、「維持管理・運営開始日以後、速やかに請求書を市に対して提出すること。請求書発行期限は令和9年3月31日とする（提出期限は4月15日とする。）」と記載されておりますが、維持管理・運営期間は令和9年4月からとされております。開業準備期間開始以後から請求書を発行できるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
125	事業契約書 (案)	61					固定料金部分	運営期間を通じて提供食数が減少するため、固定料金部分についても15年間を通じて平準化するのではなく、年度ごとに変動させても宜しいでしょうか。（同一年度内の各四半期の金額は平準化する）	固定料金の各年度の支払額は、平準化させる必要はありません（各年度の支払額が同じでなくても問題ない）。様式30-2（修正版）で提案してください。
126	事業契約書 (案)	63	4	(1)	①	ア	物価変動に伴う改訂	「サービス対価Aの改定の請求は、ウの規定により3か月継続して・・・」とあります。他PFI事業の事例では12か月後に確定された指数をもって改定を行っております。また、業者等への発注も完了している時期でもあり、事業者のリスクが非常に大きいと考えます。3か月継続の理由と12か月後の確定指数に変更いただけますでしょうか。	総合的な判断により、3か月継続して1000分の15を超える指数の変動が確認された場合に限るものとしています。
127	事業契約書 (案)	63				①	物価変動に伴う改訂	入札説明書20ページの工事費の定義の対象となっている項目については、すべて物価変動に伴う改訂の対象としていただけないでしょうか。	No. 10を参照ください。
128	事業契約書 (案)	63				①	別紙4 サービス対価の改定及び変更	サービス対価A、物価変動に伴う改訂について、（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）と記載がありますが、なぜ調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事については、除かれるのでしょうか。建築工事やその他設備工事と同様に材料費や人件費の高騰の影響を受けております。同様に物価変動に伴う改訂を認めていただけないでしょうか。	No. 10を参照ください。
129	事業契約書 (案)	63					サービス対価A	改訂の対象として、「調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く」とございますが、入札説明書p20「ク サービス対価A1」の対象として「調理設備」が含まれることから、調理設備についても改訂の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。調理設備についても、昨今の物価高騰の影響を同様に受けており、これらの増加費用すべてを事業者負担とされるのは非常に大きなリスクと考えます。つきましては、当該項目についても物価改訂の対象にしていただけますよう、お願いします。	No. 10を参照ください。
130	事業契約書 (案)	63				①	別紙4 サービス対価の改定及び変更	（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、調理設備、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）と記載につきまして、建築工事やその他設備工事と同様に調理設備も物価変動しておりますので、改訂を認めていただけないでしょうか。	No. 10を参照ください。
131	事業契約書 (案)	63					サービス対価A	「サービス対価Aの改定は、入札書類の提出日が属する月に確定している指数と比較」とありますが、昨今の物価指数の変動状況に鑑み、基準となる月を「入札公告日が属する月」に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
132	事業契約書 (案)	63					サービス対価A	サービス対価Aの物価改定において、「指数の変動が3か月継続して1000分の15を超える場合に限る」とありますが、3か月継続しない場合（例えば2ヶ月連続で超過したが3ヶ月目に下回る場合など）に物価改定ができなくなることは、事業者にとって非常に大きな負担になります。従いまして、「1ヶ月でも超過したことを確認した場合」において、物価改定の申し入れができるよう、変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
133	事業契約書 (案)	63					サービス対価A	サービス対価Aの物価改定の計算式において、改定後の金額から1.5%部分は差し引くこととなっておりますが、事業者としては非常に大きな負担となります。従いまして、サービス対価Cの改定式と同じく、当該1.5%部分についても支払いの対象としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
134	事業契約書 (案)	63					サービス対価A	「オアの規定による請求は、本規定によりサービス対価Aの改定を行った後、再度行うことができない。」とございますが、前回改定後さらに12ヶ月経過した場合においては、再度改定の申し入れをさせていただくことを認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
135	事業契約書 (案)	64				4 (3)	サービス対価の 改定及び変更	サービス対価Cの改定について、本契約に定めたサービス対価を基準額とし、「サービス対価Cの改定の指標」の年間平均値（前年10月1日から当年9月30日までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値）に基づき当該年度のサービス対価を改定する。とありますが、本契約締結後から協議を実施していただけるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	事業契約書 (案)	64				4 (3)	サービス対価の 改訂（サービス 対価C）	初年度の改訂に関しては、基準日はサービス対価Aと同様に「入札書類の提出日が属する月（令和6年11月）」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、使用する指数は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までに公表されている確定値の合計を12か月で除した値とします。
137	事業契約書 (案)	64					サービス対価B	「算定方法は、令和6年度と令和7年度の指標により算定する。」とございますが、開業準備期間は令和9年2・3月となりますので、当該時期に準ずる指標とすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
138	事業契約書 (案)	64					サービス対価C	配送燃料についてもサービス対価Cに含まれると思われませんが、改定に使用する指標についてご教示ください。	『企業向けサービス価格指数「労働者派遣サービス」（日本銀行調査統計局）』とします。
139	事業契約書 (案)	64					サービス対価C	サービス対価C（維持管理費相当額）の改定の指標となっている『企業向けサービス価格指数「建物サービス」』は国交省が公表している「建築保全業務労務単価」における賃金動向や、今般の物価高騰の実態が反映されておらず、事業者の負担が過大となるおそれがあります。つきましては、サービス対価の改定の指標は、落札後に協議させていただき、双方合意した場合は当該指標に変更することを認めていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
140	事業契約書 (案)	73					付保すべき保険	保険金額欄に「本件施設本件施設の建設工事費」と記載ございますが、「本件施設の建設工事費」の誤植でしょうか。	ご指摘のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
141	事業契約書 (案)	73					③保険の対象	「事業契約の対象となっている全ての工事の遂行に伴って”派生”した第三者に対する対人及び対物賠償損害を担保」とございますが、「発生」の誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
142	事業契約書 (案)	74					付保すべき保険	引渡し後に付す保険である第三者賠償責任保険の保険期間について、「本件施設の引き渡し日の翌日から維持管理・運営終了日までとする」とありますが、引渡し後に付す保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することで宜しいでしょうか。	可とします。
143	事業契約書 (案)	74					付保すべき保険	実務上、保険契約締結後、保険証券の発行までにおよそ1ヵ月程度かかります。従いまして、まずは保険会社発行の付保証明書を提出し、保険証券が発行され次第提出するという手続きをお認めいただけますでしょうか。	可とします。
144	事業契約書 (案)	74					付保すべき保険	開業準備期間及び維持管理・運営期間中において、貴市が本施設に関して付保する保険・共済等がございましたら、その補償内容についてご教示いただけないでしょうか。	現時点で市が本施設に関して付保する保険等の想定はありません。
145	事業契約書 (案)	78					(2) 維持管理業務の不履行又は不完全履行	維持管理業務については、レベル2及びレベル6のみが対象となることでしょうか。「軽度の業務未実施がある場合」など、運営業務の「レベル1」に相当するような基準を設ける必要はないでしょうか。	原案のとおりとします。
146	事業契約書 (案)						(3) 運営業務の不履行又は不完全履行	「表 運営業務の要求水準未達の分類」の「基準の分類」において、「レベル1」とあるのは誤植でしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修正します。
147	事業契約書 (案)							モニタリングによるサービス対価の減額ルールにおいて、減点方式となっておりますが、要求水準以上のサービス提供を行うことができたり、緊急対応などで市に評価されるような事象があった場合などは、加点（減点の免除）など、インセンティブが働く仕組みを導入していただくことは可能でしょうか。	事業契約書（案）別紙10「サービス対価の減額」にて、「優れたサービス提供に対して減額ポイントを減算する対象となる事態と減算方法」を追加します。

<入札説明書等に関する質問に対する回答（1回目）>

No.	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	質問事項	回答
148	事業契約書 (案)						付帯事業	事業契約書（案）に付帯事業に関する条項がありませんが、落札者決定後、別途契約書を締結するとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業は、市が行政財産の使用許可を付与することにより実施していただきます。使用許可書の内容は、さぬき市公有財産規則第13条に基づき、実施する付帯事業の内容に応じて作成します。
149	事業契約書 (案)						付帯事業	付帯事業は市のモニタリング対象外との理解でよろしいでしょうか。	付帯事業のモニタリング方法は事業者決定後に協議により決定します。